

【表紙】

【提出書類】	臨時報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2021年6月30日
【会社名】	株式会社フライングガーデン
【英訳名】	FLYING GARDEN CO., LTD.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 野沢 卓史
【本店の所在の場所】	栃木県小山市本郷町三丁目4番18号
【電話番号】	0285(30)4129(代表)
【事務連絡者氏名】	常務取締役営業支援本部長 片柳 紀之
【最寄りの連絡場所】	栃木県小山市本郷町三丁目4番18号
【電話番号】	0285(30)4129(代表)
【事務連絡者氏名】	常務取締役営業支援本部長 片柳 紀之
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1【提出理由】

2021年6月24日開催の当社第40期定時株主総会において決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

2【報告内容】

(1) 当該株主総会が開催された年月日
2021年6月24日

(2) 当該決議事項の内容

第1号議案 剰余金処分の件
期末配当に関する事項
配当財産の種類
金銭

配当財産の割当てに関する事項
当社普通株式1株につき金20円
剰余金の配当が効力を生じる日
2021年6月25日

第2号議案 定款一部変更の件

- (1) 監査等委員会設置会社に移行するため、監査等委員及び監査等委員会に関する規定の新設、重要な業務執行に関する決定の取締役への権限委任に関する規定の新設並びに監査役及び監査役会に関する規定の削除等の変更を行う。
- (2) 機動的な資本政策及び配当政策を図るため、剰余金の配当等を取締役会決議により行うことが可能となるよう所要の変更を行う。
- (3) 条文の新設及び削除に伴い条数の変更を行う。

第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）4名選任の件
取締役（監査等委員である取締役を除く。）として、野沢八千万、野沢卓史、片柳紀之及び長野令を選任する。

第4号議案 監査等委員である取締役4名選任の件
監査等委員である取締役として、浜竹敏明、関根則次、石島仁司及び石川伸治を選任する。

第5号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額決定の件
取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額を年額150百万円以内とする。なお、当該報酬額には使用人兼務取締役の使用人分給与を含まないものとする。

第6号議案 監査等委員である取締役の報酬額決定の件
監査等委員である取締役の報酬額を年額20百万円以内とする。

第7号議案 退任取締役及び退任監査役に対し退職慰労金贈呈の件
退任取締役宮村哲也、退任監査役荒井真澄及び退任監査役内野直忠に退職慰労金を贈呈する。

(3) 当該決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成	反対	棄権	賛成率	決議結果
第1号議案	10,710個	25個	0個	99.5%	可決
第2号議案	10,680個	55個	0個	99.2%	可決
第3号議案					
野沢 八千万	10,678個	57個	0個	99.2%	可決
野沢 卓史	10,680個	55個	0個	99.2%	可決
片柳 紀之	10,680個	55個	0個	99.2%	可決
長野 令	10,680個	55個	0個	99.2%	可決
第4号議案					
浜竹 敏明	10,677個	58個	0個	99.1%	可決
関根 則次	10,678個	57個	0個	99.2%	可決
石島 仁司	10,676個	59個	0個	99.1%	可決
石川 伸治	10,678個	57個	0個	99.2%	可決
第5号議案	10,693個	42個	0個	99.3%	可決
第6号議案	10,673個	62個	0個	99.1%	可決
第7号議案	10,399個	336個	0個	96.6%	可決

(注) 各議案の可決要件は次のとおりであります。

第1号議案、第5号議案、第6号議案及び第7号議案は、出席した議決権を行使できる株主の議決権の過半数の賛成であります。

第2号議案は、議決権を行使することができる株主の議決権の三分の一以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権の三分の二以上の賛成であります。

第3号議案及び第4号議案は、議決権を行使することができる株主の議決権の三分の一以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権の過半数の賛成であります。

(4) 議決権の数に株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本総会前日までの事前行使分及び当日出席の一部の株主から各議案の賛否に関して確認できたものを合計したことにより可決要件を満たし、会社法上適法に決議が成立したため、本総会当日出席の株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができていない議決権数は加算しておりません。